

大阪市住宅供給公社事業資金貸付要綱

制 定 平成21年3月23日
最近改正 令和3年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、大阪市住宅供給公社（以下「公社」という。）による大阪市（以下「市」という。）の住宅施策と連携した事業を促進するため、市が行う公社への資金の貸付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(貸付の実施)

第2条 市は、予算の範囲内において、公社に対して別表に掲げる貸付を行うものとする。

(貸付の申請)

第3条 公社は、貸付を受けようとする日の15日前までに、大阪市住宅供給公社事業資金貸付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（1）別表の（あ）の項の貸付を受けようとする場合にあっては、次に掲げる書類

- ア 貸付対象及び貸付金額の明細書
- イ その他市長が必要と認める書類

（2）別表の（い）の項の貸付を受けようとする場合にあっては、次に掲げる書類

- ア 事業計画書
- イ 住宅の建設工事完了後に貸付を受けようとする場合にあっては、収支決算書
- ウ 住宅の建設工事完了前に貸付を受けようとする場合にあっては、貸付を受ける年度の前年度の末日までの収支の決算及び当該建設工事完了までの収支がわかる書類
- エ 貸付金の返済計画書
- オ その他市長が必要と認める書類

(貸付の決定)

第4条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容が適正であるかどうか、返済計画が妥当であるかどうか等を調査し、貸付をすべきものと認めたときは、貸付金額、貸付日及び貸付期間、貸付利率、返済方法その他の貸付条件を決定し、大阪市住宅供給公社事業資金貸付決定通知書（様式第2号）により、速やかに公社に通知するものとする。

2 市長は、前項の調査の結果、貸付をしない旨を決定したときは、その理由を付して、貸付をしない旨の決定通知書（様式第3号）により、速やかに公社に通知するものとする。

(契約の締結)

第5条 市長は、前条第1項の貸付の決定をしたときは、公社との間で、当該決定に係る

貸付金について、貸付金額、貸付日及び貸付期間、貸付利率、返済方法その他の貸付条件を記載した契約を締結するものとする。

(報告の徴収)

第6条 市長は公社に対し、貸付対象について、その内容及び進捗状況等の報告を求めることができる。この場合において、公社は遅滞なく報告しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、平成21年3月23日から施行する。
- 2 第3条中「15日前までに」とあるのは、平成20年度については、「平成21年3月24日までに」とする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(様式第1号)

番 号
年 月 日

大 阪 市 長

所在地
名称及び代表者の氏名

大阪市住宅供給公社事業資金貸付申請書

標題の貸付金を受けたいので、大阪市住宅供給公社事業資金貸付要綱第3条の規定により、次のとおり申請します。

1 貸付金の種別

2 貸付対象

3 貸付金額

金 円

4 貸付の希望日

年 月 日

5 添付書類

(様式第2号)

第 号
年 月 日

様

大 阪 市 長

大阪市住宅供給公社事業資金貸付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった貸付金については、次のとおり貸し付けることを決定したので、大阪市住宅供給公社事業資金貸付要綱第4条第1項の規定により通知します。

1 貸付金の種別

2 貸付金額

金 円

3 貸付日

年 月 日

4 貸付期間

5 返済期日

年 月 日

6 貸付利率

7 返済方法その他の貸付条件

(様式第3号)

第 号
年 月 日

様

大阪市長

貸付をしない旨の決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった貸付金については、次の理由により貸付をしないことを決定したので、大阪市住宅供給公社事業資金貸付要綱第4条第2項の規定により通知します。

1 貸付金の種別

2 貸付をしない理由

別表（第2条関係）

区分	種別	貸付目的・貸付対象
(あ)	賃貸住宅用地取得資金貸付金	公社が直接建設し、維持管理を行う賃貸住宅（以下「公社賃貸住宅」という。）の用地取得に要する資金を貸し付けるもの (対象用地) コーチャハイツ西島 コーチャハイツ高見36 コーチャハイツ高見37 コーチャハイツ高見38 コーチャハイツ高殿 コーチャハイツ九条南
	定期借地方式による用地取得資金貸付金	公社の定期借地方式による事業用地（公社が所有する用地に限る。）の取得に要する資金を貸し付けるもの (対象用地) 高見第4用地 高見第5用地 高見第7用地 平林西用地
	従前居住者用賃貸住宅用地取得資金貸付金	法円坂住宅建替事業に係る従前居住者用賃貸住宅の用地取得に要する資金を貸し付けるもの (対象用地) コーチャハイツ森之宮
	用地保有貸付金	法円坂住宅の用地のうち文化庁が史跡指定した土地を、市が公社から取得するまでの間、資金を貸し付けるもの
	賃貸住宅等建設資金貸付金	公社賃貸住宅（附帯駐車場を含む。）の建設に要する資金を貸し付けるもの (対象住宅) 第7期法円坂住宅 第1期八幡屋住宅 第2期八幡屋住宅 第3期八幡屋住宅 八雲住宅 福島住宅 南堀江住宅 塚本住宅 北八幡屋住宅 境川住宅 西野田住宅 加賀屋住宅 コーチャハイツ諸口 コーチャハイツ弁天 コーチャハイツ諸口北 コーチャハイツ港

	<p>コーチャハイツ喜連西 コーチャハイツ中加賀屋 コーチャハイツ苅田 コーチャハイツ港・2期 コーチャハイツ高見36 高見駐車場 コーチャハイツ西島 コーチャハイツ中野 コーチャハイツ高見37 コーチャハイツ安土町 コーチャハイツ九条南 コーチャハイツ高殿 コーチャハイツ阿倍野筋 コーチャハイツ高見38 コーチャハイツ森之宮 コーチャハイツ相生 コーチャハイツ共立 コーチャハイツ北山 コーチャハイツ横堤 コーチャハイツ法円坂（35号館・36号館）</p>
賃貸住宅購入資金貸付金	<p>都心居住ニーズに応じた良質な賃貸住宅を供給するための再開発分譲住宅の取得資金を貸し付けるもの</p> <p>(対象住宅) あべのクオレ あべのセレサ</p>
既存賃貸住宅整備推進資金貸付金	<p>本貸付金の運用益を、老朽化した公社賃貸住宅の建替事業において、引き続き居住する従前居住者に対して実施する家賃の低減化措置に要する資金に充当するために、資金を貸し付けるもの</p> <p>(対象住宅) コーチャハイツ港 コーチャハイツ北山 コーチャハイツ相生 コーチャハイツ共立 コーチャハイツ川口</p>
(い)	<p>賃貸住宅等建設資金貸付金</p> <p>公社賃貸住宅（附帯駐車場を含む。）の建設（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成17年法律第79号）第6条に基づく大阪市地域の地域住宅計画において基幹事業又は提案事業として位置づけられている事業及びこれに附帯する事業等とする。）に要する資金を貸し付けるもの。ただし、貸付金額は当該建設に要する資金から補助金及び独立行政法人住宅金融支援機構の融資を差し引いた額を超えないものとする。</p> <p>(対象住宅) 法円坂住宅建替事業第2期</p>